

## 春日井市狭あい道路拡幅整備要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は住み良いまちづくりの促進を図るため、狭あい道路整備の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道及び市長がこの要綱を適用する必要があると認めた幅員4メートル未満1.8メートル以上の道をいう。
- (2) 後退線 当該道路の中心線から水平距離2メートルの線又は当該道路が中心線からの水平距離2メートル未満で、がけ地、川、線路敷地その他これらに類するものに沿う場合においては、当該がけ地等と道路の境界線から道路側に水平距離4メートルの線をいう。
- (3) 後退用地 建築物の敷地に接する道路境界線から後退線までの間の土地で、法第2条第1号に規定する建築物、生垣、擁壁その他これらに類するものがなく、道路として整備が可能な状態のものをいう。
- (4) 建築行為等 法第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請が必要な建築物の建築又は工作物を築造する行為をいう。
- (5) 建築主等 狭あい道路に接する土地に建築行為等をしようとする建築主、後退用地の土地所有者(以下「所有者」という。)をいう。

(狭あい道路に関する協議)

第3条 建築主等は、あらかじめ、後退用地を道路として使用することについて市長と協議しなければならない。

(道路境界確定)

第4条 所有者は、前条の協議の前に道路境界立会い申請書(第1号様式)を市長に提出し、道路境界の確定を行わなければならない。

2 建築主等は、道路境界が確定した後、後退線上の折れ点及び筆界との交点に市が支給する後退杭を設置するものとする。

3 道路境界が確定に至らない場合は、別に市長と協議する。

(協議の手続き)

第5条 建築主等は、前条の道路境界確定後、狭あい道路に関する協議書(第2号様式)に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 土地の公図の写し
- (3) 土地の登記事項証明書
- (4) 後退用地の写真
- (5) その他市長が必要と認める図書

市長は、前項の協議書の提出がなされたときは、その内容を審査して、同意に至ったときは、狭あい道路に関する協議済書(第3号様式)により建築主等に通知するものとする。

(後退用地の寄付等)

第6条 所有者は、後退用地を市へ寄付するものとする。

2 前項の寄付は、春日井市私有道路敷寄付採納要綱(平成2年6月1日施行)の規定に基づくものとする。

(後退用地の使用承諾等)

第7条 前条の規定にかかわらず、所有者が後退用地の寄付をしないときは、市は当該用地を無償で使用するものとし、所有者は、土地無償使用承諾書(第4号様式)を市長に提出するものとする。

2 前項の場合において、所有者は、当該用地を第三者に譲渡等をするときは、その者に当該用地の権利を承継させなければならない。

(隅切り等の取り扱い)

第8条 所有者は、狭あい道路に接する土地が道路交差部等に該当する場合には、道路の円滑な交通の確保のため、道路交差部の斜辺の長さが3メートル以上の隅切り部を設けるものとし、その用地等を道路として市へ譲渡することについて市長と協議しなければならない。なお、この手続きは第5条の規定を準用する。

(費用の負担)

第9条 後退用地を分筆するために必要な用地の確定測量に係る費用は、建築主等が負担しなければならない。

2 前項の確定測量の後、第6条により市へ寄付された後退用地の測量、分筆及び所有権移転の登記に関する事務は市長が行い、その費用を負担するものとする。

3 前条に係る用地を確保するために必要な手続きは、市長が行い、その費用を負担するものとする。

(後退用地等の整備)

第 10 条 市長は、第 6 条、第 7 条、及び第 8 条の規定により確保した用地（以下「後退用地等」という。）については、周囲の状況に適した舗装及び排水施設の整備等を行うものとする。

(後退用地等の管理)

第 11 条

市長は、前条において整備された後退用地等を道路法（昭和 27 年法律第 180 号）又は、春日井市公共用物管理条例（昭和 58 年春日井市条例第 22 号）の規程により管理するものとする。

(設計者の責務)

第 12 条 法第 2 条に規定する設計者は、建築主、工事監理者及び工事施工者に対し、必要な助言、指導等を行ない、第 1 条に定める目的が達成できるよう努力をしなければならない。

(指定確認検査機関の責務)

第 13 条 法第 77 条の 18 第に規定する指定確認検査機関は、この要綱による狭あい道路の拡幅整備の必要性を尊重し、第 1 条に定める趣旨を達成できるよう協力するものとする。

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定めることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。